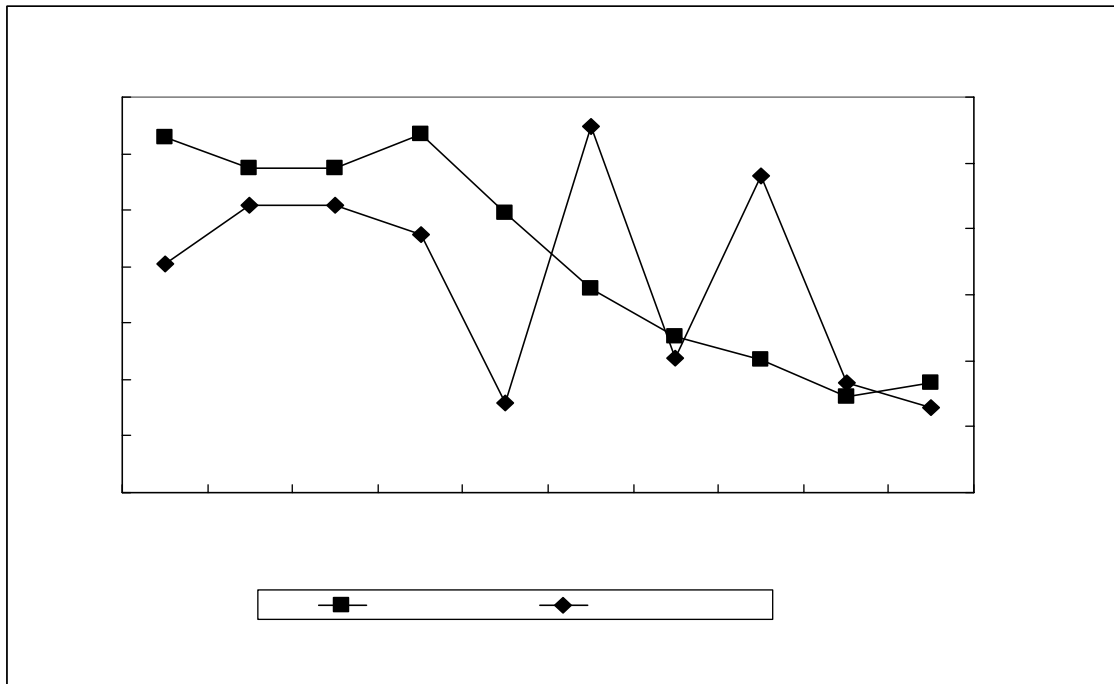


図2 鳥取県の事業税における特別措置の件数と額 — 総数



まず、申請件数の総数はここ10年で3分の1近くまで落ち込んでいる。1995年には、低工法を中心に120件以上あったものの、その後、同じ低工法に基づく件数の減少が目立ち、申請件数は減少の一途をたどっている（図2を参照）。

特別措置による減収分の総額も件数と同じく、近年、低下傾向にある。ただし、額については県内の景気動向によって大きく動くことが予測される。つまり、不況による課税標準の縮小を受けたとき、たとえ申請件数が多いとして

きくならないことがありえる¹²。逆に、好況期などでは、1社あたりの収益が上昇し、これを課税ベースとする事業税の免税額も高くなることが予測される。しかし、低工法の廃止などを考慮すると、鳥取県における法人事業税の免税額が今後大きく伸

このような、申請件数の減少からどのような知見が得られるだろうか。租税の減免を通じて、低開発地域や農村、過疎地域に製造業やその他産業を立地させるということが、先に「特別措置」ながら、その適用件数は近年、一貫して低下している。適用件数の減少は、そのまま新規設備投資や企業の新規参入数が減少していることを意味している。

て工場や企業の海外流失の影響から新規投資が減少した。しかし、2000年以降、国内企業の収益は徐々に回復し新規投資も再び上向く状況にある。そうした中でも、

法人は先にあげたような特別措置を利用しようとしていない。

このように、その実態を見てみると、このような租税特別措置を今後も実施すべかどうかは疑問がのこる。一方で、中央律法によって適用条件が規定されているため、これらの条例規定を地方政府自身が見直したり廃止したりすることは難しい。

では、地方政府は今後、租税特別措置をどのように実施すべきなのか、小の

IV 小括

以上見てきうに、原則的に中央政府の律法に規定されている。地方税法6条で定められるとおり¹³、地方政府は公益にかなう目的と判断されれば、条例によって地方に置することができる。別措置、交付税による減収補てんという政府による政策の一部と化している。

地方の自主性を尊重するとすれば、部分的にでも地方税収を減少させる租税特別措置は、地方政府が自主的な判断に基づき、租税特別措置の実施適用を決定すべきである。しかし、現行の実施状況を見る限り、地方税にお

ける租税特別措置が自主的に運用されているとは評価できず、加えて言えばそうした自主性のな な 下で利用件数自体も減少の一途をたどっている

では今後、地方税において租税特別措置を考える上でいかなる方向が考えられるだろうか。第1の案として、地方交付税による減収補てんを包括的な政策税制を対象としたものに切り替えることが考えられる。たとえば、基準財政収入や各種税目の 政 税 収分として認定し、これに対して交付税により減収補てんを実施するというものだ。ただし、実施のうえで想定される問題として、減収補てん制度が講じられるため依然、政 げ る¹⁴。

第2の案は、交付税による減収補てんを廃止し、地方税の租税特別措置による減収分を、地方が支払うというものである。 収分を年次レポートにして提出し、見直しなどの議論の際の参考資料を作成する。これにより地方政府は租税特別措置を歳出の一種と認識し、企業誘致や社会福祉など多様な領域に政策税制を機動的に運用することが可能となる。ただ

置を行う必要がある う う ある 業奨励的な租税特別措置の効果は、 取県では著しい成果を挙げているとはいえない。これは硬直的な制度に一因があるのはもちろん が に 業奨励的な租税特別措置が企業の投資行動などの変化に、 に る¹⁵。

また、いまひとつの間 と 、 税特別措置を実施し を めぐる租税競争(税負担の引き下げ合戦)を惹起することが予想される。安定的な自主財 政策は、地方税にとって当然ながら問題だといえるだろう。

そうしたことを踏まえると、最後は結局スタンダードな租税論に基づく案に行き着くと な 政策として特定の補助を与える場合は、歳出に計上する補助金、現物給付をもって行い、租税は原則的に歳入の用を供するものに限るということである。

そもそも、短期間の事業税減免による企業誘致の効果は限定的なものでは無い う も の 特別措置の誘致効果について本稿で明確な結論を出すことは難しい。しかし、3年程度の減免が少なくともそれより長期であると考えられる企業の経営・投資戦略に与える影響が大きいとは考えづらい。

地方政府の公共サービスは準私的財に近く、負担について応益原則が妥当する。企業といえど 域から多くの公共サービスを受給している。だとすれば、応分の負担を収めさせることが地方政府にとっては、理にかなった選択であるといえる。

また、企業立地を奨励するなどの施策が必要ならば、企業に応分の負担を払ってもらい、その後、歳出を行うべきか否かを議論すればよいと考えられる。自主財源で行う補助

して敏感にならざるを得ず、政策実施そのものの是非についても議論せざるを得なくなるはずである。また、それだけでなく税制を簡素にすることで住民はより、自分に身近な政府の財政を理解しやすくな に 行政の説明能力も向上するはずである。

もち 財政歳入制度を実現するための具体的な施策を明らかにしていくことはできない。その点は今後の課題とし、今回は本稿をそうした一連の研究の1つに位置づけるとともに、問題を指摘するにとどめたい。

として認識した研 と え
 2 代
 3 一例であるが、尾崎(2005)
 4 石島(2006:23)は、個々の地方団体において課税免除を行う際、一般的な負担の公平と特定の 的の ることが重要であるとしている。
 5 鳥取県の場合、農村地域における工業等導入地区に定められているのは、鳥取市(叶、久末、糸谷、今在家、樟原、駅前)、倉吉市(倉吉、金谷、大坪)、岩美町(岩美)、八頭町(隼郡家、八東)、北栄町(土下、田井)、琴浦町(下郷森藤)、南部町(西伯、会見)、大山町(所子、名和、石井垣)、日野町(日野)、伯耆町(旭)、江府町(笠良原)となる。
 6 農工法が定める特定業種は、製造業、道路貨物運送業、業、フトウェア業、水産業、畜産業が適用業種となる。
 7 新增設設備に対する定めは、所得税法施行令第6条第1号から第7号、 1号から第7号までに掲げられる減価償却資産で、直接事業に用いられるものとなる。
 8 鳥取県の過疎地域は、鳥取市(旧用瀬町、旧佐治村、旧青谷町)、智頭町(全域)、八頭町(旧八東町)、若桜町(全域)、湯梨浜町(旧泊村)、日南町(全域)、日野町(全域)、伯耆町(旧溝口町)となる。
 9 免除税額=事業税税額×新增設した設備に従事する従業者数÷鳥取県内の総事業者数、で計算される。
 10 鳥取県総務部 務 年8月1日聴取)によれば、同特別措置は不動産取得税の9割を支給する商工部の補助金を租税特別措置化したものである。

- 11 ただし、経過措置が講じられ、制度設置40年以降までは継続することとなっている。鳥取県の場合、廃止年度は平成17年となる。
- 12 ただし、2003年から1995年の法人事業税収入と県内総生産について、法人事業税の特別措置の合計額との相関係数をとったが、両者の関係は強いとはいえなかった。県内総生産とその特別措置額との相関係数は0.1918にとどまった。一方で、県内の民間企業設備投資の推移との相関係数は0.49と、比較的強い相関を示している。仮に法人事業税の特別措置額が、総固定資本形成の額に左右されているとするならば、租税特別措置による何らかの制度的影響は非常に小さいこととなる。
- 13 地方税法総則第1節第6条では、「地方団体は、公益上その他の事由ができる。」とし、またその2において「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」としている。
- 14 特定政策への誘導は無いが、補助金のように使い切ることでそれが目的化され、制度の使用の是非という根本的な部分で見直しが行われない可能性がある。
- 15 からコンピュータを中心とする情報機器へ投資行動が変化し、加速度償却制度など一部の租税特別措置で制度が陳腐化していった。詳しくは拙稿（2006）を参照されたい。

〈参考文献〉

- 池上岳彦. 2004. 『分権化と地方財政』岩波書店.
- 石島弘. 2001. 「国の地方税制と地方の課税」『地方税と地方財政』16巻1号、16-26.
- 牛嶋正. 2005. 「地方税における法人課税抜本改革の必要性～三位一体改革を果実のあるものにするために」『税』60（8）：4-15.
- 尾崎祐子. 2005. 「法人税法・租税特別措置法等の改正と地方税～法人住民税・法人事業税関」『地方税と地方財政』16巻1号、16-32.
- 鳥取県総務部税務課『鳥取県税務統計書 平成7～16年度 第45～54集』、鳥取県総務部税務課、1996年～2005年。
- 吉弘憲介. 2006. 「1990年代のアメリカ法人税の特徴－租税支出と企業投資行動を中心に－」『証券経済研究』54：105-124.
- 和田八束『租税特別措置 歴史と構造』有斐閣、1994年。

〈参考Webサイト〉

- 石川県庁：
<http://www.pref.ishikawa.jp/>（2006年7月25日課税免除・不均一課税）
- 大分県庁：
<http://www.pref.oita.jp/>（2006年7月25日大分県企業立

地ガイド）

茨城県ひたちなか市役所：

<http://www.city.hitachinaka.ibaraki.jp/>（
 ための税制上の優遇措置について）

岩手県庁：

<http://www.pref.>

国会議事録検索システム：

<http://kokkai.ndl.go.jp/>

中国電力：

<http://www.energia.co.jp/>（2006年7月24日鳥取県の優遇措置）

内閣府：

<http://www.esri.cao.go.jp/>（2006年8月14日平成15年度県民経済計算について）

新潟県庁：

<http://www.pref.niigata.jp/>（2006年7月25日新潟県庁：
 県税の窓口：県税の軽減：新潟県工場誘致条例等）

山形県庁：

<http://www.pref.yamagata.jp/>（2006年7月25日
 置について一税制優遇）

山梨県庁：

<http://www.pref.yamanashi.jp/>（2006年7月25日企業立
 地の優遇措置）